第四十七条第一項」と、」を「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、」に、「同法第百二十一条第一項」を「拒絶査定不服審判」に、「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と読み替える」を「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替える」に改め、同条第六項中「特許法第百二十一条第一項」を「拒絶査定不服審判」に、「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」を「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」に改める。

様式第十二の備考1中「拒絶査定に対する審判事件」を「拒絶査定不服審判事件」に、「補正の却下の決定に対する審判事件」を「補正却下決定不服審判事件」に改め、同様式の備考7中「拒絶査定に対する審判」を「拒絶査定不服審判」に、「補正の却下の決定に対する審判事件」を「補正却下決定不服審判」に改める。

様式第十三の備考5中「無効審判事件」を「意匠登録無効審判事件」に改め、同様式中備考15を備考16とし、備考14を備考15とし、備考13を備考14とし、備考12を備考13とし、備考11を備考12とし、備考10を備考11とし、同様式の備考9の次に次のように加える。

10　「請求の理由」の欄には、「1．手続の経緯」、「2．無効理由の要点」、「3．本件登録意匠を無効にすべき理由」、「4．むすび」のように項目を設けて記載する。

様式第十五の備考7中「10及び12から15まで」を「11及び13から16まで」に改める。

様式第十六の備考3中「10及び12から14まで」を「11及び13から15まで」に改める。

（商標法施行規則の一部改正）

第四条　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「、第八号及び第十七号」を「及び第十四号」に、「並びに第十三条の二」を「、第十三条の二並びに第十三条の三」に、「特許法第百二十一条第一項」を「拒絶査定不服審判」に改め、「第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」の下に「の審判」を、「限る。）」と」の下に、「、「八　特許法第八十四条（同法第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による答弁書の提出」とあるのは「八の二　登録異議の申立て　八の三　商標法第四十三条の七第一項の規定による参加の申請（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）、同法第六十二条第二項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）、同法第六十二条第二項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」と、「九　審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を除く。）」と、「十二　証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の申立てに限る。）」とあるのは「十二　証拠保全の申立て（判定請求前、登録異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」と」を加え、「特許異議申立書、」を削り、「特許法施行規則第十三条」の下に「第三項中「審判（次項に規定する審判を除く。）、再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判（次項に規定する審判を除く。）、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条」を加え、「特許法施行規則第十四条第二項中」の下に「「特許法第百三十四条第四項（同法第七十一条第三項及び同法第百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十四第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」と、「特許法施行規則第十三条」の下に「第三項中「審判（次項に規定する審判を除く。）、再審又は判定の請求の後その申立て又は請求」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条」を加え、「特許法施行規則第十四条第二項中」の下に「「特許法第百三十四条第四項（同法第七十一条第三項及び同法第百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十四第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」と